

松阪市 都市計画マスタープラン

全体構想(概要版)



平成20年3月
松 阪 市

松阪市都市計画マスタープランについて

● 松阪市都市計画マスタープランの策定の背景

少子高齢化、高度情報化、国際化の進展や地球規模の環境問題など社会情勢が大きく変化するなか、個々の地域が光り輝き、市民のだれもが誇りと愛着を持ち、美しさに満ちた質の高い都市づくりを進めていくことが求められています。

松阪市では、平成9年3月に旧松阪市、旧嬉野町においてそれぞれ都市計画マスタープランを策定し、計画的に市街地整備や生活基盤整備を進めてきましたが、人口減少社会の到来など経済社会の変化や都市の成熟化に対応したまちづくりが求められているほか、平成17年1月の1市4町による合併に対応し、高見山地から伊勢湾まで広がる地域を一体の都市として整備・開発、及び保全を行っていかねばなりません。

このような背景のなか、南三重の玄関口である松阪市が今後とも地域の発展をリードしていくための「都市計画の基本的な方針」を定めます。

● 松阪市都市計画マスタープランの目的

松阪市都市計画マスタープランは、地域独自の自然、歴史、生活、文化、産業等の特性を踏まえて、松阪市の将来都市像や土地利用の方向、まちづくりの方針等を示した長期的な計画として定め、今後の都市計画の指針とするものです。

※都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定められる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、誰もが住みやすい「まち」とするために、土地の使い方や建物の建て方、道路や公園の配置などについて検討し、「まち」を将来どのようにしていきたいかを具体的に決める計画です。

● 計画目標年次・対象区域

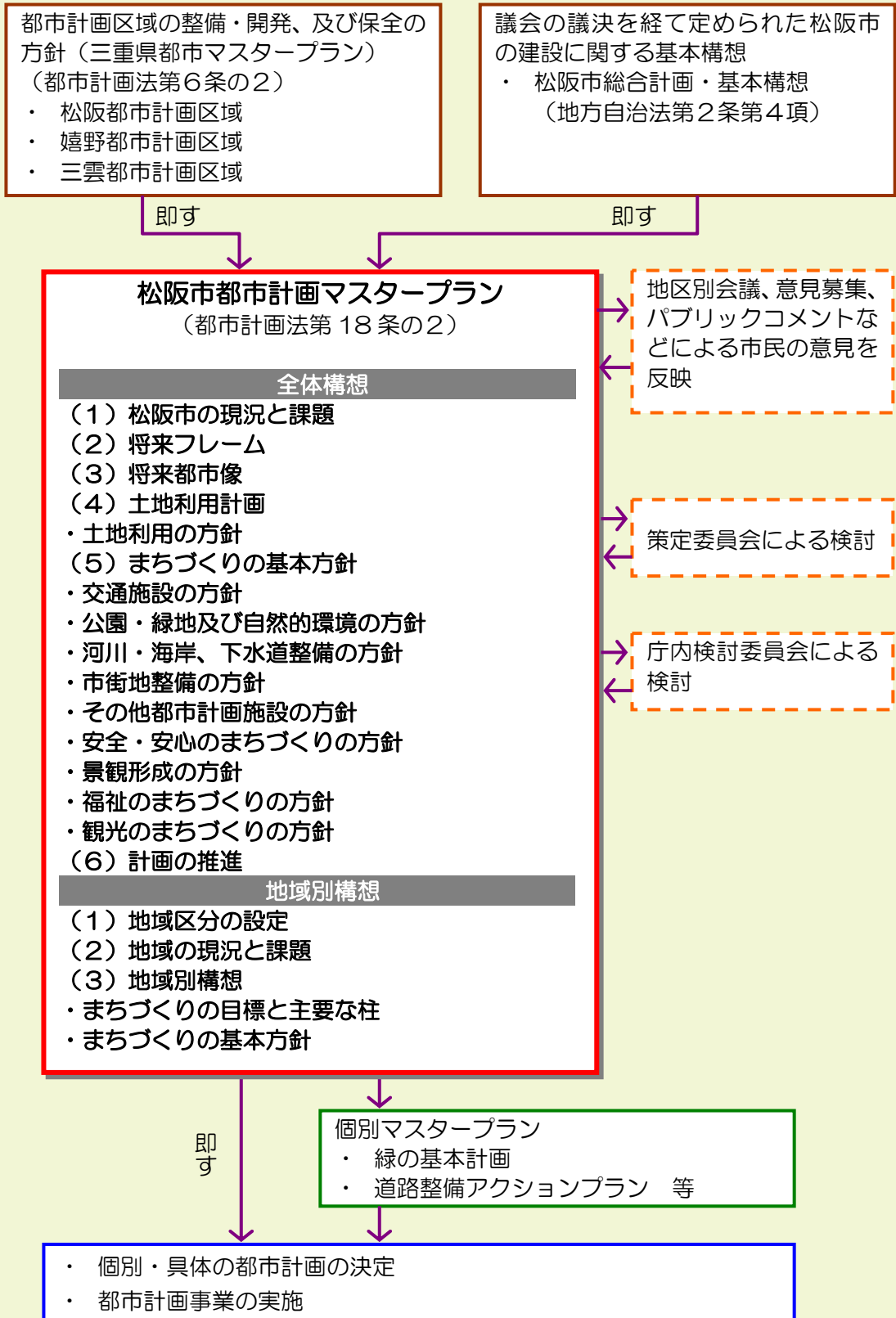
松阪市都市計画マスタープランの計画目標年次及び対象とする区域は、次のとおりです。

計画目標年次：平成37年（2025年）

対象区域：松阪市全域

● 松阪市都市計画マスタープランの構成

松阪市都市計画マスタープランの位置づけ及び構成は、次のとおりです。



※ 策定委員会：学識経験者、関係団体、市民、関係行政機関の代表からなる組織

※ 庁内検討委員会：まちづくりに関わる関係課長からなる組織

松阪市の現況と課題

松阪市都市計画マスタープランにおいては、下図に示すような課題に対応していくことが求められています。

【土地利用】

- ・ 現況の土地利用の維持・増進に向けた適切な土地利用の誘導
- ・ 人口減少社会における適切な市街地の確保
- ・ 市街化区域内における低・未利用地の活用
- ・ 住環境の保全
- ・ 農地の保全
- ・ コミュニティの継続性等の確保に向けた土地利用の更新
- ・ 適切な開発の誘導

【公園・緑地及び自然的環境】

- ・ 松阪市総合運動公園など計画的な公園の整備、緑地の保全
- ・ 河川・旧道等を活用したネットワーク
- ・ 都市緑化の推進
- ・ 自然的環境の保全・創出

【河川・下水道】

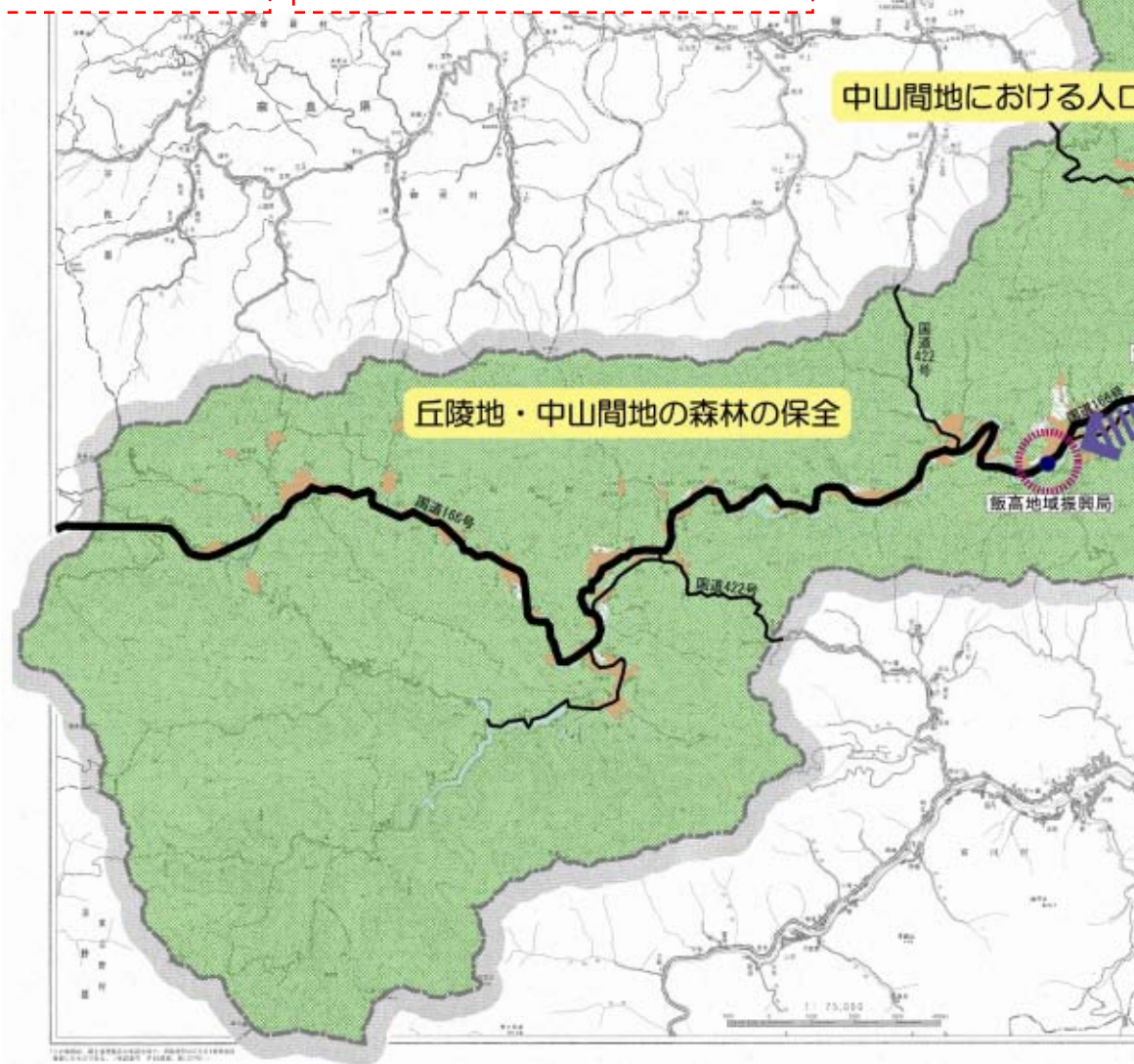
- ・ 河川の整備
- ・ 無秩序な開発による排水問題の抑制
- ・ 公共下水道及び污水处理施設の整備

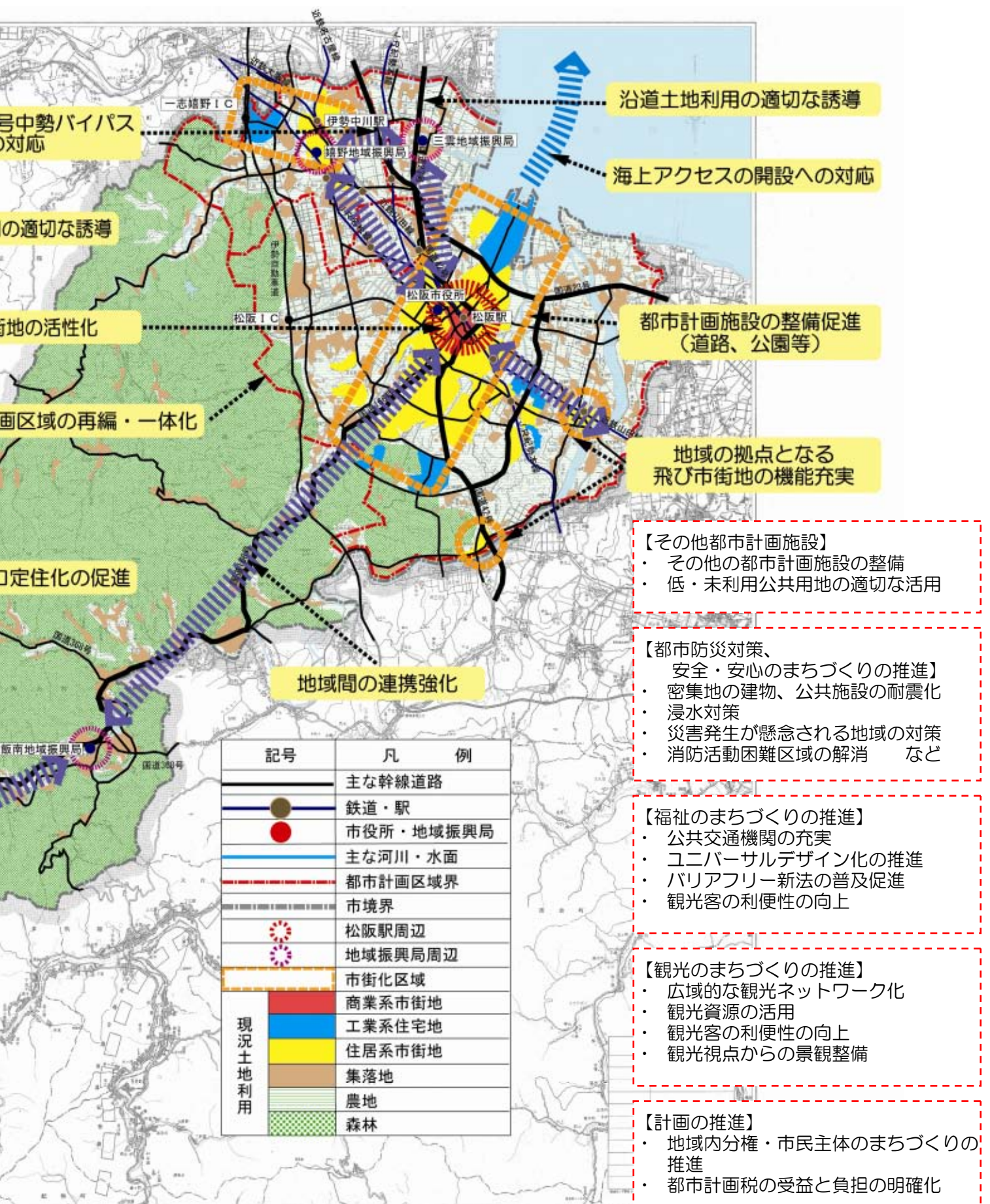
【道路・交通体系】

- ・ 幹線道路の計画的な整備
- ・ 長期末整備の都市計画道路の見直し
- ・ 通学路などの計画的な整備
- ・ 骨格的な生活道路の整備
- ・ 公共交通の確保

【都市景観の形成】

- ・ 歴史的なまち並みの保全・整備
- ・ 幹線道路・河川・海岸沿いの修景・風景の保全、緑化の促進
- ・ 自然的環境・歴史的環境の保全
- ・ 地域の良さを生かした風景づくり





将来フレームと将来都市像

松阪市をとりまく現況・課題をふまえた6つの都市づくりの基本的な方向のもとで、『自然・歴史・文化と交流のまち 快適環境都市「まつさか」の創造』をテーマに都市づくりを進めていきます。



づくりの基本的な方向

トワークの形成

計画区域の統合、土地利用の誘導
分散する地域の拠点の形成
よる有機的なネットワークの形成

のあるコンパクトな市街地・集落地づくり

導
ティの継続性の確保
する歩いて暮らせるまちづくりの実現

と循環による快適な都市環境の創出

景観の保全・活用
等の流域の自然環境の保全・活用
慮した市街地形成・都市施設整備

づくり

応する観光ネットワークの構築
応する交通ネットワークの構築
上のエントランス、玄関口の育成

生活基盤の整備

の推進
よる福祉のまちづくりの推進

視、交流と連携の都市づくり

り機運に応じた「選択と集中」
づくり支援
発信の充実

都市づくりのテーマ（ビジョン）

自然・歴史・文化と交流のまち
快適環境都市「まつさか」の創造

将来フレーム

区分		目標年次（平成 37 年） のフレーム
人口 フレーム	人口フレーム	161,000 人 （約 8,000 人減少）
	世帯数フレーム	71,000 世帯 （約 9,000 世帯増加）
産業 フレーム	工業フレーム （工業出荷額）	5,300 億円 （約 500 億円増加）
	商業フレーム （年間販売額）	4,000 億円 （約 200 億円減少）
土地利用 フレーム	住居系土地利用 フレーム	1,860ha （約 20ha 増加）
	工業系土地利用 フレーム	960ha （約 90ha 増加）
	商業系土地利用 フレーム	210ha （約 20ha 増加）

※ 増加分は平成17年度からの増加

将来都市像

● 土地利用の骨格

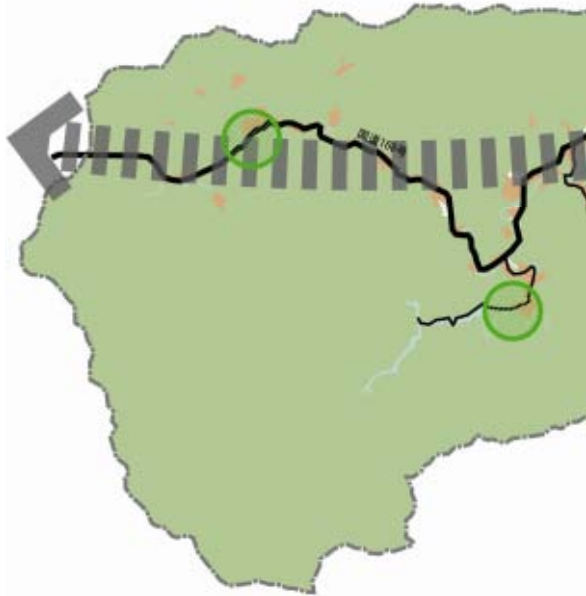
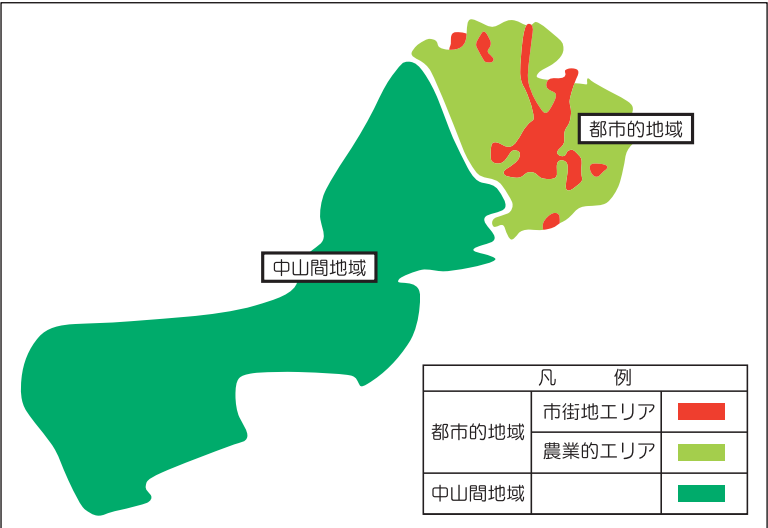
- ・市域東部の平野を中心とする「都市的地域」と市域西部の丘陵地・山地を中心とする「中山間地域」に区分します。
- ・「都市的地域」は市街地を形成する「市街地エリア」と農地及び集落地からなる「農業的エリア」に区分します。

● 都市機能の配置

- ・松阪駅を中心とする市街地形成が図られた地域を「都市核」として配置し、都市機能の集積等を図ります。
- ・伊勢中川駅周辺、豊原町、射和町の市街地、小片野町の集落地、三雲・飯南・飯高の各振興局周辺は、各地域の拠点として「地域核」を配置し、適切な機能の集積を図ります。

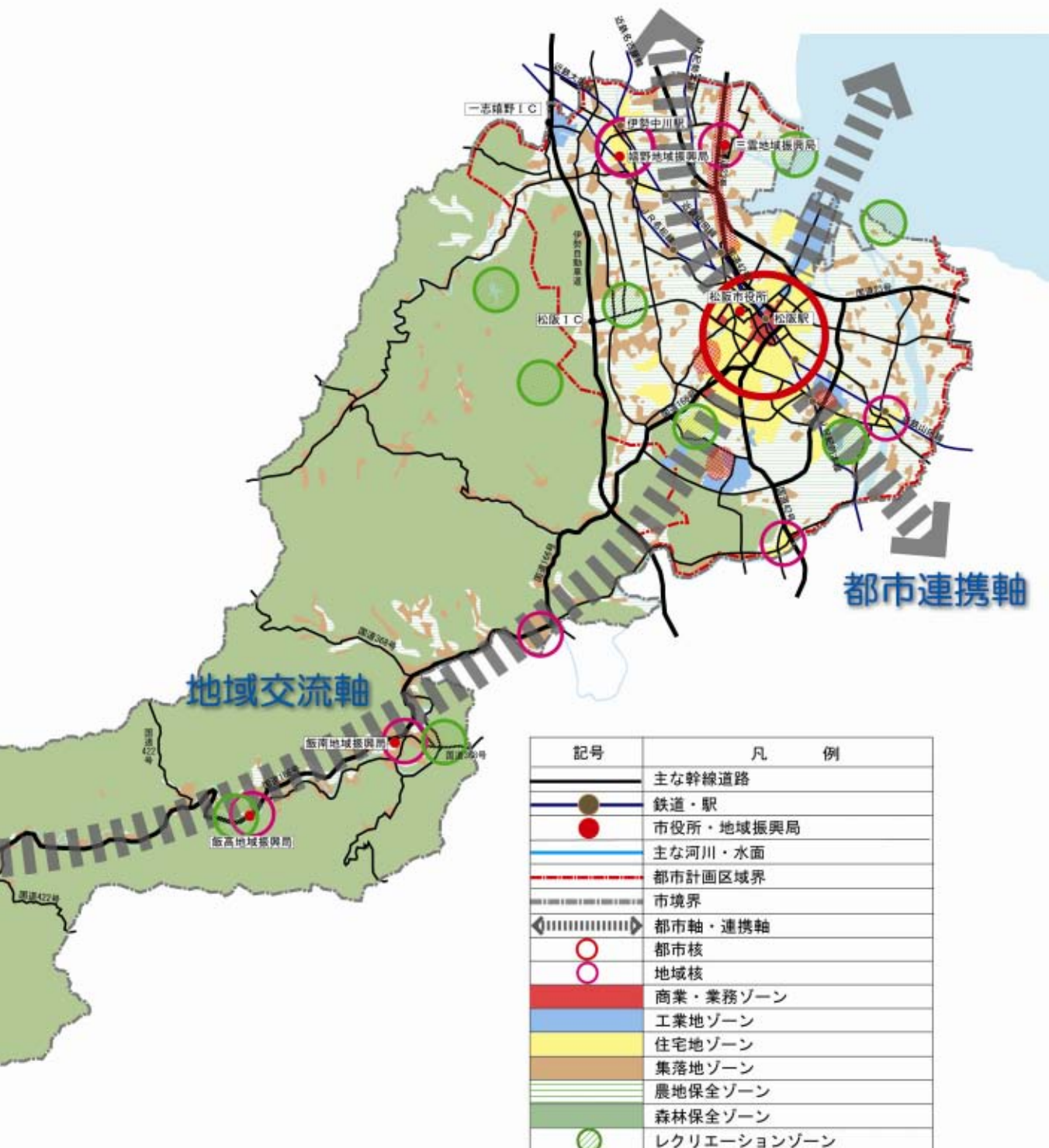
● 主要な土地利用の配置

商業・業務ゾーン	松阪駅周辺や伊勢中川駅周辺の市街地に配置します。
工業地ゾーン	松阪港周辺臨海部、上川町、松阪中核工業団地、一志嬉野インターチェンジ周辺等の既存の工業地域に配置します。
住宅地ゾーン	商業・業務ゾーンの背後に広がる市街地や豊原町、射和町の飛び市街地に配置します。
集落地ゾーン	農山漁村集落が形成されている地区に配置します。
農地保全ゾーン	櫛田川、阪内川、三渡川、雲出川周辺に広がる農地に配置します。
森林保全ゾーン	小規模な集落地・農地が形成された丘陵地・中山間地域に配置します。
レクリエーションゾーン	中部台運動公園、松阪総合運動公園、ベルファーム、丘陵地・中山間地域の自然公園や各種施設、海岸や櫛田川、雲出川などの河川に配置します。



● 都市軸の配置

- ・松阪駅を中心とする「都市核」と嬉野管内の市街地及び三雲管内の国道 23 号沿道、豊原町、射和町の飛び市街地を結び、伊勢湾沿岸の諸都市と連携する南北軸を「都市連携軸」として配置し、国道 23 号、国道 42 号を軸に都市機能の集積を図ります。
- ・奈良県境～中山間地域～丘陵地～平野～海に至る東西軸を「地域交流軸」として配置し、国道 166 号を軸に人や文化の交流の促進、地域間の連携・交流の強化を図ります。



土地利用計画

● 都市計画区域の設定

松阪都市計画

嬉野都市計画

三雲都市計画

一本化

松阪都市計画

● 区域区分の設定

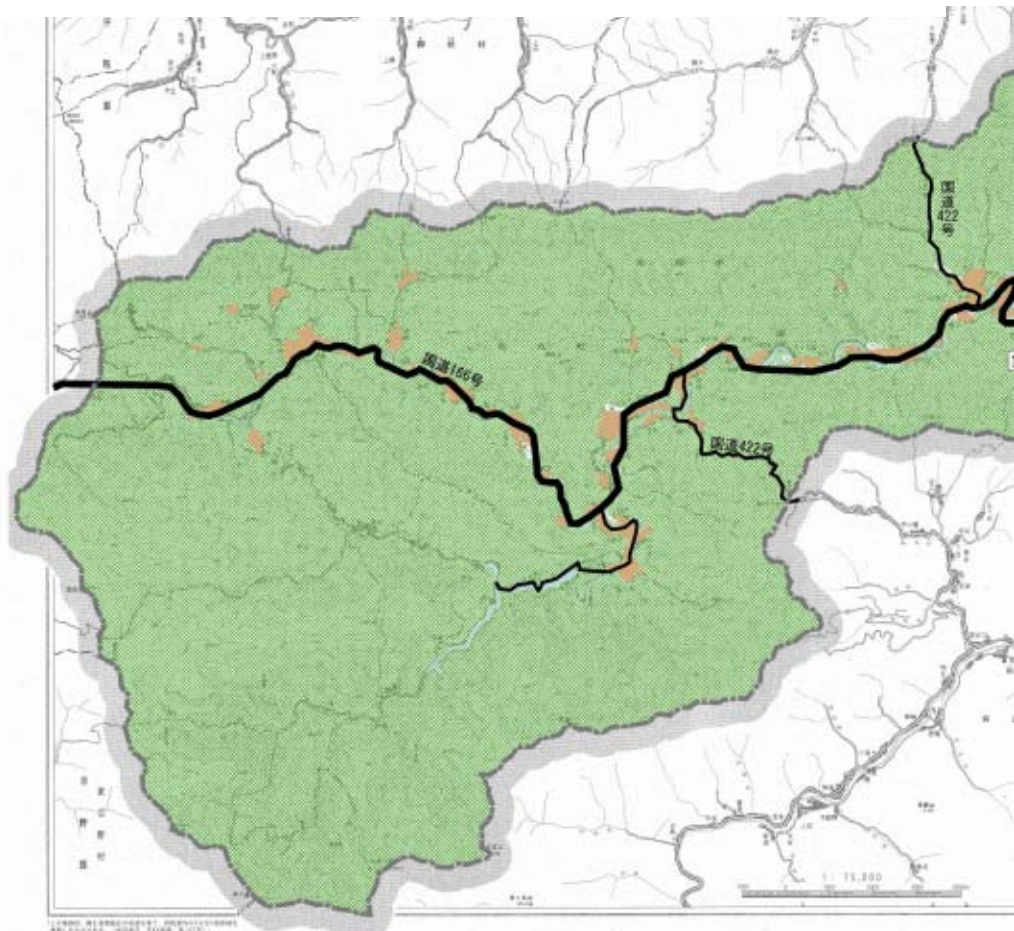
市街化区域と市街化調整区域を定める（線引き）

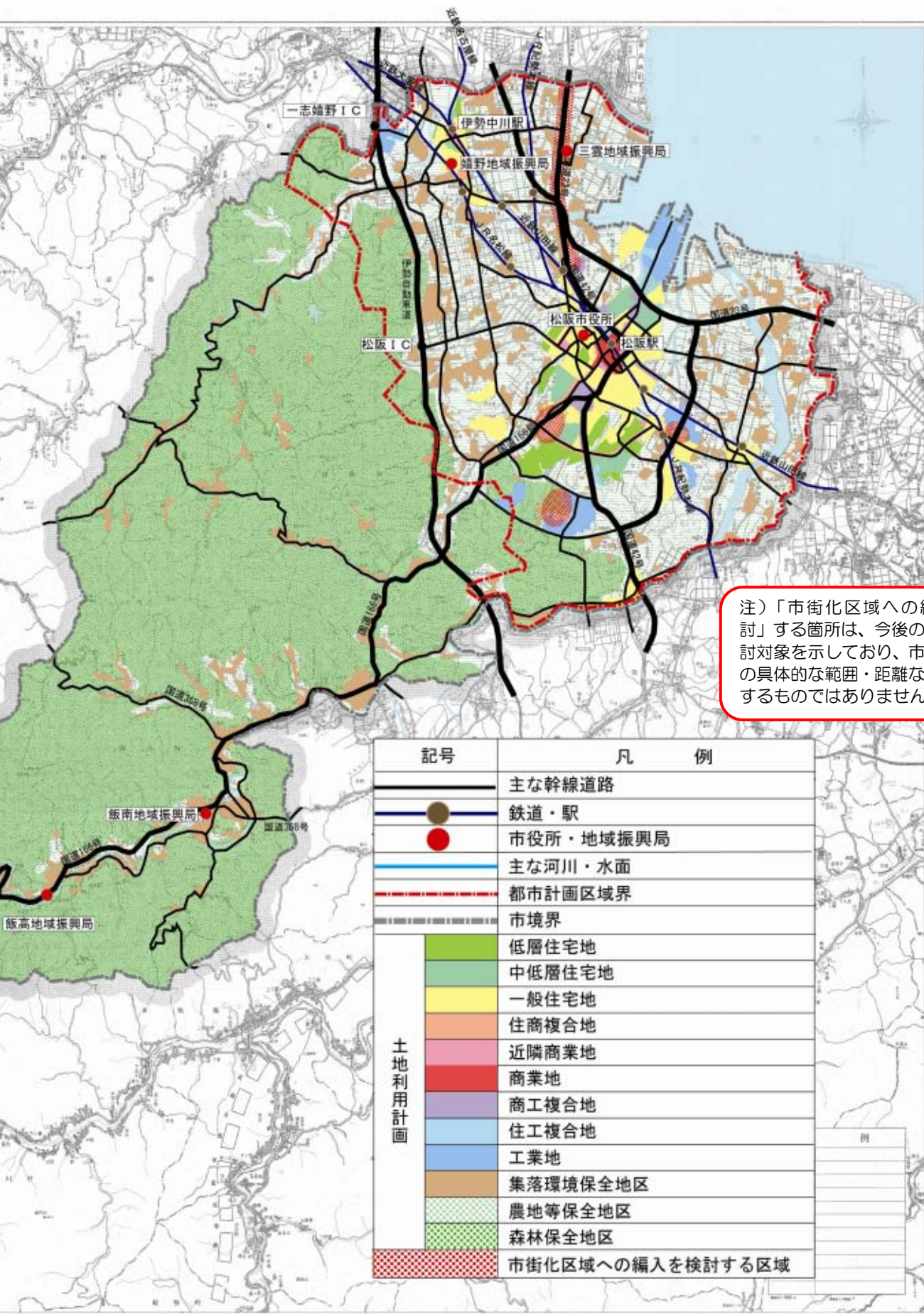
区域区分の設定：区域区分は必要

● 土地利用のイメージ

土地利用

低層住宅地	良好な低層戸建住宅を中心に誘導する地区
中低層住宅地	中低層住宅が共存する良好な住宅地を誘導する地区
一般住宅地	住宅を中心にその他の施設立地もある程度許容する地区
住商複合地	幹線道路沿道を中心に住居系と商業系の複合利用を誘導する地区
近隣商業地	日常の購買需要に対応した近隣型商業施設を中心に誘導する地区
商業地	中心商業地として商業・業務施設を中心に誘導する地区
商工複合地	幹線道路沿道などで路線型の商業施設・工業施設の複合利用を誘導する地区
住工複合地	環境悪化をもたらす恐れのない工業系と住居系の複合利用を誘導する地区
工業地	工業施設や流通業務施設等を中心に誘導する地区
集落地	農山漁村集落の環境保全を図る地区
農地	優良農地の保全を図る地区
森林	森林を中心として良好な自然環境の保全を図る地区





まちづくりの基本方針

● 交通施設の方針

■ 有機的な交通体系の確立

- ・広域幹線道路として、国道 23 号中勢バイパス、国道 42 号松阪多気バイパス、国道 368 号、（主）鳥羽松阪線の整備促進を図るほか、国道 166 号の改良の推進、国道 422 号の整備を検討します。
- ・幹線道路・補助幹線道路として、（県）松阪環状線、（主）松阪第二環状線、（都）大平尾外五曲線、（都）松阪公園大口線、（都）高町松江岩内線などの都市計画道路、広域農道については、未整備路線の整備促進や拡幅改良に努めます。
- ・都市計画道路のうち、田村高須線、内五曲長月町線などの長期末整備区間については、適切な見直しを検討します。
- ・市街地内や集落地内の生活道路は、居住環境の改善、都市防災上の観点から道路の拡幅等により整備水準を高めます。
- ・安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道の整備・拡幅を図るほか、魅力ある道路空間の整備を図ります。

■ 公共交通機関の利便性の促進

- ・松阪駅前広場は、交通結節機能の強化に加えて、市街地再開発事業などとあわせて再整備を図ります。
- ・公共交通機関である鉄道やバスの運行体系の確立や相互連携強化を促進します。
- ・海上アクセスとバス等の公共交通の円滑な乗り継ぎを促進します。

■ 駐車場・駐輪場の確保

- ・松阪駅や伊勢中川駅周辺等においては、鉄道利用の利便性を確保するため、駐車場及び駐輪場の確保に努めます。

● 公園・緑地及び自然的環境の方針

■ 公園・緑地の整備

- ・市民の利用形態に配慮し、都市公園以外の公園類似施設の配置状況も踏まえ、松阪市全体の公園配置を検討し、身近に利用できる公園の計画的な整備を進めます。
- ・櫛田川や碧川、海岸の自然資源や古墳・史跡等の歴史資源を活用した公園の整備を検討します。

■ 緑地の保全

- ・市街化区域内に残る貴重な緑地や樹木、市街地周辺の緑地の保全方策の検討を進めます。

■ 都市緑化の推進

- ・道路や公園の整備をはじめとした公共施設整備に併せて都市緑化の推進に努めます。
- ・市民による自主的な緑化活動の拡大を図ります。

■ 自然的環境の保全

- ・地域森林計画等に基づく森林の整備・保全、適切な間伐の促進など森林の保全に努めます。
- ・櫛田川河口部の干潟の保全、鵜海岸、天白海岸や松名瀬海岸など海岸部の自然の保全に努めます。
- ・香肌峡県立公園など自然公園の保全を進めるほか、蓮ダム周辺整備の検討、なめり湖周辺の整備について検討を進めます。

● 河川・海岸、下水道の方針

■ 河川・海岸の整備

- ・一級河川櫛田川、雲出川、中村川、二級河川三渡川、百々川、準用河川碧川、真盛川など、今後とも河川改修を促進します。
- ・一級河川櫛田川、雲出川、中村川、二級河川中川、愛宕川、金剛川、名古屋川などは、流下能力の維持・向上に向けた維持補修などを促進します。
- ・嬉野・三雲管内の一体的な排水計画の策定を進め、河川・公共下水道による雨水排水対策、農業系事業による雨水排水対策、湛水防除事業などによる浸水地区の解消に努めます。
- ・ふるさと海岸整備事業、伊勢湾西南海岸整備事業を促進します。

■ 下水道の整備

- ・公共下水道事業を推進するとともに、整備区域外は、農業集落排水事業の検討や合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

● 市街地整備の方針

■ 商業地の整備

- ・松阪駅を中心とした中心市街地では、空き家、空き店舗対策を進めるとともに、駅前広場や道路等の基盤整備や市街地再開発事業等と合わせた整備を図り、中心市街地の活性化を促進します。
- ・伊勢中川駅周辺では、整備された都市基盤を活かした適切な商業施設の立地を促進します。
- ・幹線道路沿道などに立地する既存の大規模集客施設等については、近隣商業地に位置づけていきます。

■ 住宅地の整備

- ・地区計画等の規制・誘導方策の活用や建替え時のセットバックの指導等を図り、適切な市街地の更新や周辺における居住空間の確保の誘導に努めます。
- ・一団の都市的未利用地が介在している地区では、面的整備の導入も含めて、住宅地としての良好な居住環境の整備・保全・維持を図ります。
- ・新興住宅地では、戸建住宅地としての良好な居住環境の保全・維持を図ります。
- ・高齢者住宅の普及や高齢者賃貸住宅、介護アパートの整備・運営を促進します。

■ 工業地の整備

- ・松阪中核工業団地、大口工業地帯、上川工業地帯、天花寺工業団地をはじめとする既存工業地は、工業生産の活動拠点として良好な工業地の整備・拡充を図ります。
- ・工場適地として指定された地域については、計画的な工業・流通業務施設の立地誘導を促進します。
- ・幹線道路沿道の住工複合地では、幹線道路の整備・拡幅と併せて、居住環境、生産環境の改善・向上に努めます。

まちづくりの基本方針

● 安全・安心のまちづくりの方針

■ 防災対策

- ・市街地の耐震性向上の促進、消防水利の耐震性などに努めるとともに、生活道路及び広場など都市基盤の確保を誘導するなど、市街地の防災性の向上に向けた適切な更新を促進します。
- ・計画的な河川改修、海岸整備、下水道整備、湛水防除事業などを進めることによって排水対策に努めます。
- ・土砂災害や崖崩れ等の災害の防止に向けて、砂防ダムなどの設置や保安林指定による森林の保護育成、急傾斜地における擁壁工などの事業を推進します。

■ 災害時の安全確保

- ・災害時の避難場所となる公共施設、避難経路、物資輸送経路となる幹線道路などの耐震性の確保、耐震補強の促進などを進めます。
- ・中山間地域における災害発生時の孤立化の防止に向けた検討を図ります。

■ 安全のまちづくり

- ・安全な通学の確保のために、児童・生徒の通学状況を踏まえた歩道確保に努めます。

● 景観形成の方針

■ 歴史的まち並みの保全と維持継承

- ・城下町の趣を残す殿町や魚町、本町などや市場庄町、射和町、中万町などの街道沿いに残る歴史的なまち並みの保全と維持継承に向けて、景観形成重点地区としての位置づけの検討や景観のルール化を図ります。

■ 集落景観の保全と維持継承

- ・農山漁村など地域におけるさまざまな人々の生活や営みにより築かれてきた集落景観を保全します。

■ 自然景観の保全と維持継承

- ・高見山地や台高山脈などの山並みや伊勢平野、伊勢湾や櫛田川など地域の風景の骨格となっている地形を大切に、地域を特徴付ける誇りある美しい自然景観を保全及び維持継承します。

■ 住宅地景観の保全と創造

- ・郊外部や既成市街地周辺部における住宅地においては、地域住民が守れる身近な景観づくりのルールを定めるなど、ゆとりや潤い、親しみのもてる住宅地景観の保全と創造に努めます。

■ 産業景観の保全、再生、創造

- ・市街地や工業団地などの産業景観を新たな景観として認識し、産業の営みと調和した地域で親しまれるシンボリックな、魅力ある産業景観を創出します。

■ 景観に配慮した公共事業や公共施設の整備

- ・道路や橋梁、公園などの生活や経済活動に必要な公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素であることをふまえ、地域の良好な景観づくりに資するような整備を図ります。

■ 誇りある地域の玄関口の再生と整備

- ・駅前地区や高速道路インターチェンジなど本市の玄関口となる部分は、地域の誇れる魅力ある景観となるよう改善・誘導し、地域の玄関口として再生・整備を図ります。

■ 持続的な景観形成活動の推進

- ・市民や事業者、来訪者、行政などによる持続的な活動を促進し、良好な景観形成を図ります。

● その他都市計画施設等の方針

■ 供給処理施設の整備

- ・合併や老朽化等に伴う施設の更新や整備が必要な都市施設については、適切な配置・更新・整備の検討を進めます。
- ・災害時にも供給可能な上水道の整備に向けて、耐震管の採用や既存施設の耐震化を進めます。

■ 低・未利用地の公共用地の整備

- ・低・未利用の公共用地・公共施設は、地域で不足する施設の配置などの検討を進め、有効な土地利用を図ります。

● 福祉のまちづくりの方針

■ 移動の円滑性の確保

- ・バリアフリー新法に基づき、松阪駅、伊勢中川駅の重点整備地区においては、エレベーター設置や歩道のバリアフリー化、公共交通施設等のユニバーサルデザイン化を進めます。
- ・不特定多数が出入をする民間施設に対しては、バリアフリー整備等の普及啓発を図り、まち全体のユニバーサルデザイン化を促進します。

■ 暮らしの充実

- ・コミュニティの継続性の確保や日常生活圏内の安全性・快適性の向上など暮らしの充実に努めます。

■ 社会福祉施設の整備・充実

- ・社会福祉施設の整備・充実を図り、全ての市民が安心して暮らし続けることができるまちづくりを促進します。

● 観光のまちづくりの方針

■ ネットワーク化の推進

- ・海上アクセスを活用した伊勢志摩地域、東紀州地域、奈良吉野地域なども含む広域的な観光ネットワークへの対応を図ります。
- ・優れた自然的環境や景観資源、文化資源の観光面での活用とネットワーク化を図ります。

■ おもてなしの向上

- ・適切な誘導・案内機能、公共交通施設等のユニバーサルデザイン化の推進など、観光客の利便性の向上への取り組みを進めます。

計画の推進

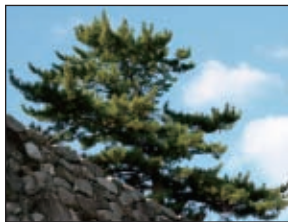
- ・個別的、具体的な事業計画や地域地区の整備計画の策定を行うとともに、庁内及び関係機関が連携しつつ、事業の効率化や各種制度の活用による財政負担の軽減などの対応を図り、計画の実効性を確保していきます。
- ・地域マネジメントによる市民主体のまちづくりを支える支援策の充実など、市民主体のまちづくりを充実・発展させていきます。
- ・社会環境の変化や地域のまちづくりの気運の高まり等に対応し、計画の中間時期などの適切な時期に計画の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



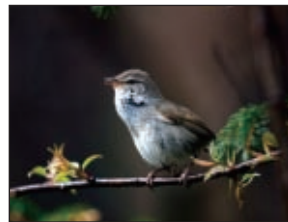
松 阪 市



市の花（ヤマユリ）



市の木（マツ）



市の鳥（ウグイス）